

令和 7 年度 公共交通ネットワーク構築事業
交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）
及び実証展開支援業務
公募型プロポーザル説明書

令和 7 年 1 1 月 1 8 日
東広島市 交通政策課

目 次

1	業務概要	1
2	プロポーザルの実施方針	1
3	プロポーザルへの参加資格	1
4	プロポーザルの進行に関する制限	2
5	プロポーザルのスケジュール	2
6	質問及び回答	2
7	参加表明書等の提出	3
8	技術提案書の提出	3
9	特定審査の実施	4
1 0	プロポーザルの選定基準	6
1 1	契約に関する事項	7
1 2	その他	7
1 3	書類提出及び問い合わせ先	9

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 公共交通ネットワーク構築事業

交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務

(2) 履行場所

東広島市内一円

(3) 業務内容

別紙「交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務提案要求書」による。なお、詳細な業務内容については、プロポーザルにおける提案内容を基に、改めて仕様書案で示すこととする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額

委託料の上限は 43,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、本説明書により、交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務を委託する者（以下「委託業者」という。）を選定する。
- (2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（交通連携基盤による公共交通利用促進（MaaS 展開）及び実証展開支援業務）（以下「委員会」という。）において審査を行う。
- (3) 委員会は、特定審査において、技術提案書提出者の中から本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）
なお、特定される者は複数の場合もある。
- (4) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。
- (5) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。
- (6) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
なお、共同企業体の場合は、(1) については全ての構成員が満たすこととし、(2) について

は、代表者による提出とするものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更正手続開始決定がされていないもの。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていないもの。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条第 3 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前 6 か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- カ 本プロポーザルの公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者。
- キ 代表所在地における市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納をしていない者。

(2) 共同企業体により参加を申し込もうとする者にあつては、共同企業体協定書の写し並びに全ての構成企業に係る企業概要票（様式 2）を提出すること。

4 プロポーザルの進行に関する制限

本公募は、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものであり、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、本公募を中止することになるので、十分に留意すること。

5 プロポーザルのスケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、別紙「スケジュール」のとおり予定している。なお、スケジュールは予定であり、変更する場合もあることから、東広島市ホームページにおいて最新情報を確認すること。

6 質問及び回答

参加表明書等及び技術提案書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

(1) 提出期限

別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後 5 時まで

(2) 提出方法

参加表明書及び技術提案書提出に関する質問書（様式 5）に質問事項を記入の上、電子

メールで提出すること。なお、電子メールで送信した後に、電話で受信の有無を確認すること。

(3) 回答方法

別紙「スケジュール」で示す期日までに東広島市ホームページで回答を公開する。なお、提出された全ての質問を一括して取りまとめて回答する。また、回答書はプロポーザル図書として取り扱う。

7 参加表明書等の提出

参加表明者がプロポーザル参加資格を有した者であることを提出書類により確認する。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企業概要票（様式2）

手続開始の公示の日（以下「公示日」という。）時点の内容を記入すること。

ウ 商業・法人登記簿謄本の写し※

エ 納税証明書（代表所在地の市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税）

(2) 提出部数

提出書類にあるアからエまで 各2部（1部は受領印を押印し返却する。）

(3) 提出期限

別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後5時まで【必着】

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を1部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(5) 提出先

「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

8 技術提案書の提出

プロポーザル参加者は、提案要求書に基づき技術提案書を作成し、次の書類と合わせて提出すること。

(1) 提出書類

別紙「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

(2) 提出部数

別紙「技術提案書作成要領」に基づき提出すること。

(3) 提出期限

別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後5時まで【必着】

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「技術提案書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を1部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(5) 提出先

「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

9 特定審査の実施

(1) 参加資格の確認

「提出書類（参加表明書、企業概要票、商業・法人登記簿謄本の写し、納税証明書）」により「3 プロポーザルへの参加資格」で定める参加資格の有無を確認する。

(2) 参加資格結果通知・技術提案書の提出要請

前号の参加資格を満たす者に対して、技術提案書の提出を要請する。

(3) 技術提案書の書面審査 ※5者以上の場合実施

参加者が5者以上の場合は、技術提案書の書面審査を行い、上位4者へヒアリング審査の出席を要請するものとし、それ以外は非特定とする。審査は「10 プロポーザルの選定基準」に基づき採点する。

(4) 失格に関する事項

ア 提出書類によりプロポーザル参加資格を有していないと判断された者は、失格とし、失格である旨及びその理由（以下「失格理由」という。）を電子メールにより通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して失格理由について説明を求めることができる。

ウ 失格理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メールにより回答するものとする。

エ 失格理由の説明受付場所は、「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(5) ヒアリングの実施

「提出書類（技術提案書）」に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時、場所及び実施要領等については、技術提案書の提出後に通知する。

また、有資格者が多数の場合は、上位4者を選定し、ヒアリングを実施する。

(6) 特定・非特定理由に関する事項

ア 特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メールにより通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）

以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。

エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

10 プロポーザルの選定基準

(1) 評価項目の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

表－1 特定審査の基準

提案項目	評価事項	評価基準	配点	
特定テーマ① 事業全体の 方針	(1) 提案事業の基本的な考え方	○本事業の目的や都市交通計画の現状と課題を十分理解しているか。 ○将来的に自走できる運用が見込まれるか。 ○事業展開における取組全体の流れは妥当か	10	25
	(2) 工程	○実施手順やその考え方が明確に示されているか。	5	
	(3) 実施体制	○役割分担が明確かつ適切であり、発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制であるか。 ○関係者等との連携体制は実現性があるか。	10	
特定テーマ② 2025 年度～ 2026 年度の 取組	(1) 取組方針	○提案要求書で定める「本業務の基本方針」を理解しているか。 ○事業全体の方針と整合がとれているか。	10	35
	(2) 具体的な取組内容	○実現性があり、効果的な取組となっているか。 ○持続可能な取組となっているか。	15	
	(3) 評価方法	○評価の指標や手法について、考え方や手順は明確に示されているか。	10	
特定テーマ③ 今後の 取組方針	(1) 今後の展開	○事業全体の方針と整合がとれているか。 ○2025 年度～2026 年度の取組で得られる結果を踏まえた事業展開となっているか。	10	30
	(2) 想定取組例	○実現性があり、効果的な取組となっているか。 ○継続的かつ自走可能な取組となっているか。	10	
	(3) 自走出口論	○(2)の取組による導入効果は整理されているか。 ○実証実験以降に検討が必要となる課題や解決策などの出口論が明確に示されているか。	10	
その他	(1) 業務経費の縮減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	5	10
	(2) アピールポイント	業務内容に有益なアピールポイントはあるか。	5	
合 計			100	

(2) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が50点に満たない者は、候補者として選定しない。

- (3) 各委員の評価点の合計点が同点により 2 人以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
- (4) 提案者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が 50 点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
- (5) 候補者が、「3 プロポーザルへの参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (6) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 1 契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成 20 年東広島市規則第 14 号）に基づき行う。

(1) 契約方法

随意契約とする。

(2) 契約約款

東広島市の定める「業務委託契約約款」を使用する。

(3) 契約手続き

ア 契約に当たっては、特定者のうち最も優れた者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。なお、この協議の結果により、提案書の内容を変更することができることとする。また、協議が整わない場合にあっては、次点の特定者と協議の上、契約を締結することができる。

イ 契約締結については、本事業に係る予算の成立を条件とする。

1 2 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び技術提案書の作成並びにヒアリングなど本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加表明書又は技術提案書（以下「提出書類」という。）が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

イ 提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合
- キ 委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続きは除く。）
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ケ 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合

(5) その他

- ア 参加表明者は、参加表明書類及び技術提案書類の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- ウ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。
- エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- キ プロポーザルの結果については、公表することがある。
- ク 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ケ プロポーザルの作成のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。
- コ 参加表明書又は技術提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けものではない。
ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず技術提案書を提出しない、あるいは、技術提案書を提出したにもかかわらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。
- サ 事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大の支障があると認めるときは、プロポーザルを中止し、又は実施スケジュールを変更することがある。
- シ 本業務の調達に関し、提出された参加表明書及び技術提案書等は、本業務の調達における最優秀提案事業者の設定以外の目的で使用しない。
本業務の調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

1 3 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号（本館 8 階）

東広島市都市交通部交通政策課

電話 082-422-1049

メールアドレス hgh221049@city.higashihiroshima.lg.jp